

厚岸町規則第52号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月16日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第6号中「又は第26条の3第1項」を「、第26条の3第1項又は第26条の5第1項」に改める。

第26条第2項第6号中「年末年始の休日」の次に「(以下この項において「週休日等」という。)」を加える。

第26条第2項中第9号を第11号とし、同項第8号中「又は第26条の3第1項」を「、第26条の3第1項又は第26条の5第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 勤務時間条例第18条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 勤務時間条例第18条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。